

神戸市医療的ケア児保育支援事業実施要綱

令和3年4月1日 こども家庭局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、特定教育・保育施設等という。）において、日常生活を営むために医療的ケアが必要な児童を受け入れる事業（以下、「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、児童が日常生活を営むために必要な医療的行為で、以下に掲げるものとする。

- (1) 経管栄養
- (2) たん吸引
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) その他市長が実施を認めた医療的ケア

(対象児童)

第3条 この要綱に係る対象児童（以下、「医療的ケア児」という。）は以下の要件を満たす児童とする。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号、以下「法」という。）第19条第1項第2号または第3号に掲げる児童
- (3) 施設が受入可能な年齢で、集団保育が可能な児童

(対象施設・事業者)

第4条 この要綱に係る対象施設・事業者は、法第27条に基づき施設型給付費の支給にかかる施設として確認する教育・保育施設及び法第29条第1項に基づく地域型保育給付費の支給にかかる事業を行うものとして確認する地域型保育を行う事業者で、支援事業を実施する特定教育・保育施設等とする。

(申請)

第5条 支援事業の提供を受けようとする医療的ケア児の保護者は、神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱（平成27年4月1日施行）各号に定める教育・保育利用に係る申請に加え、神戸市が定める医療的ケア実施ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に定める手続きを行うものとする。

(設備および運営に関する基準)

第6条 設備および運営に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業は、ガイドラインに準拠して実施するものとする。医療的ケアの実施にあたっては、医

療的ケア児の安全およびプライバシーの保護に配慮すること。

(2) 支援事業の実施を標榜すること。

(医療的ケア児の受入時間)

第7条 特定教育・保育施設等が定める保育短時間の範囲内で、保育が必要と認められる時間とする。

(職員に関する基準)

第8条 職員に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 常勤の看護師を1名以上配置して実施すること。

(2) 医療的ケアを実施する者は、看護師資格を有するものとし、医療的ケア児1名につき、概ね看護師1名で対応するものとする。ただし、こども家庭局長が安全性を確保することができると思える場合はこの限りでない。

(職員の資質の向上)

第9条 支援事業を実施する特定教育・保育施設等は、本要綱で定める基準を遵守するほか、職員の資質の向上に努めるものとする。

(報告)

第10条 支援事業を実施する特定教育・保育施設等は、医療的ケア児に実施する医療的ケアの内容が変更された場合および、医療的ケア児が退園した場合は、市長に報告するものとする。

2 支援事業を実施する特定教育・保育施設等は、市長が求めるときに、利用児童数等について報告するものとする。

(利用調整手続きへの協力)

第11条 支援事業を実施している特定教育・保育施設等の設置を行う者は、区役所・支所における利用調整手続きに協力するものとする。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日より施行する。